

## 鳥取県・島根県踏切道改良検討会設置要綱（案）

### （目的）

第1条 鳥取県・島根県踏切道改良検討会（以下「検討会」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条に基づき設置された鳥取県・島根県踏切道改良協議会合同会議における、緊急に対策の検討が必要な踏切（以下「カルテ踏切」という。）であって未指定の踏切道等の対策について具体的な検討を行うため、当該合同会議の下部組織として設置する。

### （協議事項等）

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 未指定のカルテ踏切等に関し、法第3条の指定に向けて必要な協議
- (2) 未指定の災害時管理方法の策定が必要な踏切道に関し、法第13条の指定に向けて必要な協議
- (3) 鳥取県・島根県踏切道改良協議会合同会議の議長により検討が必要と判断された事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、検討会の目的を達成するために必要な事項

### （検討会の組織）

第3条 検討会は、別表1及び別表2に掲げる踏切道を対象に組織する。

- 2 検討会に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、中国地方整備局道路部地域道路調整官又は、中国運輸局鉄道部次長とし、年度毎に交互に行うものとする。
- 4 副議長は、上記2名の者うち議長にあたらない者とする。
- 5 議長及び副議長は、検討会の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 6 検討会の議長及び副議長以外の構成員は、各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者並びに都道府県など別表3に掲げる構成員のほか、議長が必要と認める者とする。

### （検討会の開催）

第4条 検討会は、議長が自ら、又は、鳥取県・島根県踏切道改良協議会合同会議の議長の求めに応じて招集する。

- 2 検討会は原則として非公開とする。

### （代理の選任）

第5条 構成員は、検討会の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができ

る。

(事務局)

第6条 検討会事務局は、中国地方整備局道路部地域道路課、鳥取河川国道事務所計画課、松江国道事務所計画課、国土交通省中国運輸局鉄道部技術・防災課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の事務の運営上必要な事項は、検討会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和 4 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱の一部改正は、令和 5 年○月○日から施行する。

別表1 カルテ踏切等（未指定）の協議対象踏切道

協議会名 又は踏切道名	道路管理者	鉄道事業者
津山街道踏切道	米子市長	西日本旅客鉄道株式会社 <u>米子支社長中国統括本部長</u>

別表2 災害時の管理を定めるべき踏切道（未指定）の協議対象踏切道

協議会名 又は踏切道名	道路管理者	鉄道事業者
該当なし		

別表3 鳥取県・島根県踏切道改良検討会 構成員

構成員			代理
所属	部署	役職	
中国地方整備局	建設部	都市・住宅整備課長	課長補佐
	道路部	地域道路課長	課長補佐
	鳥取河川国道事務所	事務所長	計画課長
	倉吉河川国道事務所	事務所長	調査設計課長
	松江国道事務所	事務所長	計画課長
	浜田河川国道事務所	事務所長	調査設計課長
中国運輸局	鉄道部	技術・防災課長	課長補佐
		安全指導課長	課長補佐
鳥取県	生活環境部 くらしの安心局	くらしの安心推進課長	課長補佐
		県土整備部	課長補佐
	道路企画課長 道路建設課長	道路企画課長	課長補佐
		道路建設課長	課長補佐
島根県	地域振興部 土木部	交通対策課長	
		道路維持課長	
		道路建設課長	
		都市計画課長	
米子市	都市整備部	都市整備部長	課長
鳥取県警察本部	交通部	交通規制課長	課長補佐
島根県警察本部	交通部	交通規制課長	課長補佐
西日本旅客鉄道株式会社	米子支社 <u>中国統括本部</u> 施設部	山陰地域振興本部課長 設計協議課長	課長代理 設計協議担当課長